

3. 事業の内容

(1) 当公庫の概要

① 設立の経緯と目的

沖縄振興開発金融公庫(以下「当公庫」という。)は、沖縄の本土復帰に伴い沖縄における政策金融を一元的・総合的に行うため、沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)(以下「公庫法」という。)に基づいて、政府の全額出資により設立された政府系金融機関です。

当公庫は、設立に際し、米国民政府(※)により設立された琉球開発金融公社、琉球政府により設立された大衆金融公庫並びに琉球政府の産業開発資金金融通特別会計、運搬船建造資金金融通特別会計、住宅建設資金金融通特別会計、農林漁業資金金融通特別会計及び本土産米穀資金特別会計の業務、資産、職員等を引き継いでおります。

当公庫の目的は、公庫法第1条により、沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もって沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することと規定されております。

(※) 1950年12月15日、米軍政府に代わって設置された米国政府の出先機関で、正式名称は、琉球列島米国民政府(United States Civil Administration of the Ryukyu Islands)です。米民政府、民政府、または、頭文字をとつてユースカー(USCAR)と称されました。

② 資本合計、長期借入金等の構成

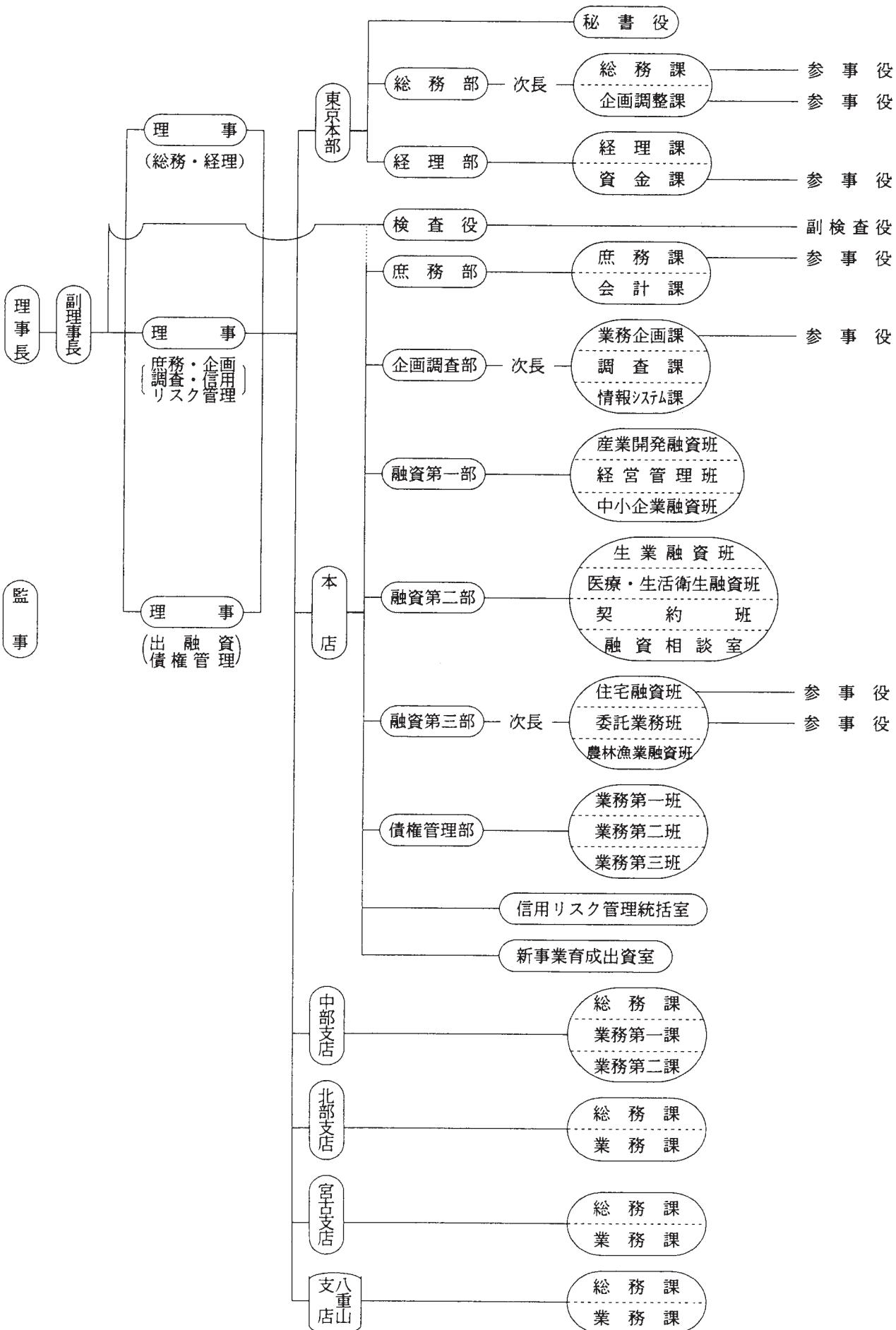
当公庫の資本金は、平成15年3月31日現在70,182百万円で、全額を政府が出資しております(公庫法第4条)。

なお、同日現在における当公庫の資本合計、長期借入金等の構成は以下のとおりです。

(単位:百万円)

長期借入金等合計(A)	1,498,111
政府からの借入金	1,479,226
財政融資資金借入金	1,339,210
簡保積立金借入金	131,585
産業投資借入金	8,112
農業経営基盤強化措置借入金	319
政府以外からの借入金	8,844
雇用・能力開発機構借入金	8,844
債券	10,041
沖縄振興開発金融公庫債券	10,000
沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券	41
資本合計(B)	70,182
一般会計出資金	43,668
承継出資金	21,556
産業投資出資金	4,958
(A) + (B)	1,568,293

③ 組織図



(2) 国との関係

① 国による監督等

ア. 監督

主務大臣(内閣総理大臣(内閣府沖縄振興局)及び財務大臣)は、当公庫を公庫法の定めるところに従い監督し、当公庫に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができます(公庫法第32条)。

また、主務大臣は、必要があると認めるときは、当公庫に対して報告を求め、又は、検査することができます(公庫法第33条)。

当公庫の業務の範囲、貸付利率などの貸付条件等主務省令で定めた事項を記載した業務方法書は、主務大臣の認可を受けなければならず、その記載内容を変更しようとするときも、主務大臣の認可が必要です(公庫法第22条)。

イ. 役員の任命と解任

当公庫を代表する理事長及び業務を監査する監事は、主務大臣が任命し、副理事長及び理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命します(公庫法第10条)。なお、副理事長は当公庫を代表します(公庫法第9条第2項)。

また、主務大臣又は理事長は、それぞれの任命にかかる上記役員に一定の事由がある場合は解任することができ、公庫法第12条の欠格条項に該当するに至った場合は、これを解任しなければならないとされています(公庫法第12条の2)。

② 財務面の関与

ア. 予算及び決算

当公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)(以下「予決法」という。)の定めるところによるとされています(公庫法第24条)。

○ 予算

当公庫の予算は、政府関係機関予算として、主務大臣を経由して財務大臣に提出し、閣議決定後に国の予算の議決の例によって、国会において議決されます(予決法第3条、第4条及び第7条)。

また、事業計画、資金計画(財政融資資金、沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券、貸付金等)についても、予算に添付して国会に提出されます。

○ 決算

当公庫は、公庫法、予決法、関連政省令及び告示に基づき、「特殊法人等会計処理基準」に準拠して、損益計算書、貸借対照表及び財産目録からなる法定財務諸表を作成しています。

法定財務諸表は、監事の意見を付して主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受け(予決法第18条)、決算報告書に添えて内閣に送付され(予決法第19条)、会計検査院の検査を経て国会に提出されます(予決法第20条及び第21条)。

イ. 借入金及び債券発行等の制限

当公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府からの借入金、財形住宅貸付に必要な資金を調達するための政府以外の者からの借入金、政令で定めるところによる寄託金の受入れ、沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券及び沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の発行をすることができ、資金繰りのため必要がある場合に主務省令で定める金融機関から短期借入金の借入れをすることができます。この短期借入金については、公庫法の規定により、借入をした事業年度内に償還することが定められています(公庫法第26条及び第27条)。

政府からの借入金及び債券の発行の限度額については、当公庫の予算において定められています。

また、当公庫の予算においては、当該限度額について、予見し難い経済事情の変動等やむを得ない事由により借入金及び債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合は、財務大臣が当初限度額の50%の範囲内で増額できるものと定められています。

当公庫が事業を行うにあたっては、四半期ごとの事業計画及び資金計画を作成し、当該四半期における短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣に提出してその認可を受ける必要があります(公庫法第23条)。

ウ. 国からの補助金等

当公庫は、各々の目的のために国からの補助金等を受け入れています。当公庫に対する補助金等の国からの交付については、法律により予め定められているものではなく、毎年度予算措置により行われています。

○ 当公庫が受け入れている補助金等の名称と目的

(ア) 沖縄振興開発金融公庫補給金

当公庫の業務の円滑な運営を図るための補給金です。

(イ) 電源地域振興特別融資促進事業費補助金

電源地域に立地する企業に対し当公庫が行う融資への利子補給金です。

[電源開発促進対策特別会計法施行令第1条第1項第30号]

国からの補助金等のうち、その大宗を占める沖縄振興開発金融公庫補給金は、当該年度及び過年度にかかる貸付金の資金運用利回りと当該年度及び過年度にかかる借入金等の資金調達利回りの差額である利息収支差により、代理店である金融機関等への業務委託費や事務費などの経費を賄いきれない場合において、不足額(損益収支差)を補填して経営基盤を維持し、引き続き沖縄県内における円滑な資金供給を図ることを目的として受け入れています。

また、電源地域振興特別融資促進事業費補助金は、電源地域(※)における企業誘致等を促進するために、当公庫が立地企業に低利融資を行う場合の金利差を補填することを目的として受け入れています。

(※) 電源地域とは、火力、水力発電所等の所在する地域で、沖縄県では石川市、恩納村等の13市町村を指します。

受け入れた補助金等は、法定財務諸表の損益計算書上、上記(ア)については「一般会計より受入」、(イ)については「電源開発促進対策特別会計より受入」と表示していますが、民間企業仮定財務諸表の損益計算書では、(ア)については「政府補給金収入」、(イ)については「国庫補助金収入」として表示しています。

当公庫が受け入れている沖縄振興開発金融公庫補給金の平成14年度実績における受入額は、平成13年度実績より439百万円減少して5,262百万円となっており、また、平成15年度予算においては、平成14年度実績より82百万円減少して5,180百万円となっています。

また、改正法(平成12年法律第77号)により改正された公庫法によって、民間金融機関からの短期借入を導入し、資金の効率的な運用を可能としたほか、業務全般のオンライン化の推進、事務のスリム化などの合理化を進め、自らも収支改善の努力しております。

○ 補給金及び補助金の受入実績と予算

(単位:百万円)

国の会計区分及び国庫補助金等の名称	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度 (予算)
一般会計	7,198	5,575	5,701	5,262	5,180
沖縄振興開発金融公庫 補給金	7,198	5,575	5,701	5,262	5,180
電源開発促進対策特別会計	17	17	14	11	20
電源地域振興特別融資 促進事業費補助金	17	17	14	11	20
合 計	7,215	5,592	5,715	5,273	5,200

エ. 出資金

当公庫の資本金は、70,182百万円(平成15年3月31日現在)で、公庫法第4条の規定に基づき、全額政府から出資されています。

昭和63年度以降、主に経済対策等に基づき当公庫が行う中小企業金融に要する資金に充てるための出資金に加え、平成7年度以降平成14年度まで、公庫の経営基盤強化のための出資金を一般会計から受け入れています。

○ 出資金の受入実績と予算

(単位:百万円)

	受 入 額			資本金 (年度末)	主な追加受入理由
	一般会計	産投会計	計		
平成 10年度	9,100	200	9,300	52,918	総合経済対策 ・中小企業運転資金円滑化貸付、中小企業事業展開支援貸付の創設 緊急経済対策 ・産業開発資金に長期運転資金を創設 経営基盤強化
11年度	5,487	200	5,687	58,605	新生経済対策 ・中小企業運転資金円滑化特別貸付の取扱期間の延長 ・新規開業特別貸付の制度改正 経営基盤強化
12年度	4,387	200	4,587	63,192	日本新生のための新発展政策 ・情報技術導入促進貸付の創設 ・緊急経営安定対応貸付等の創設 経営基盤強化
13年度	5,190	200	5,390	68,582	改革先行プログラム ・新規開業特別貸付等における保証人徵求特例の拡充 ・緊急経営安定対応貸付等の延長 経営基盤強化
14年度	1,600	0	1,600	70,182	改革加速プログラム ・中小企業再生支援貸付制度(再生事業支援資金)の拡充
15年度 (予算)	-	300	300	70,482	沖縄における地場産業の振興開発を促進するための民間企業への出資財源

才. 会計検査院の検査

当公庫に対しては、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第20条及び第22条第1項第5号に基づき、会計検査院による検査が行われております。検査結果は、毎年一回会計検査院から内閣経由で国会に提出されます。

当該検査の観点は以下のとおりです。

- 決算が予算執行の状況を正確に表示しているか(正確性)
- 会計経理が予算や法令等に従って適正に処理されているか(合規性)
- 個々の事業が経済的、効率的に実施されているか(経済性、効率性)
- 事業全体が所期の目的を達成し効果をあげているか(有効性)

カ. 主務大臣の検査

主務大臣は、公庫法第32条に基づき当公庫を監督し、必要があると認めるときは、当公庫に対して業務に関する監督上必要な命令をすることができ、また、同法第33条により、必要があると認めるときは、当公庫に対して報告を求め、又は業務の状況等について立入検査を行うことができます。

キ. 金融庁の検査

平成14年5月24日に成立した「政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律」により、政策金融機関の財務の健全性及び透明性を確保する観点から、平成15年度から金融庁による検査も導入されることとなっております。

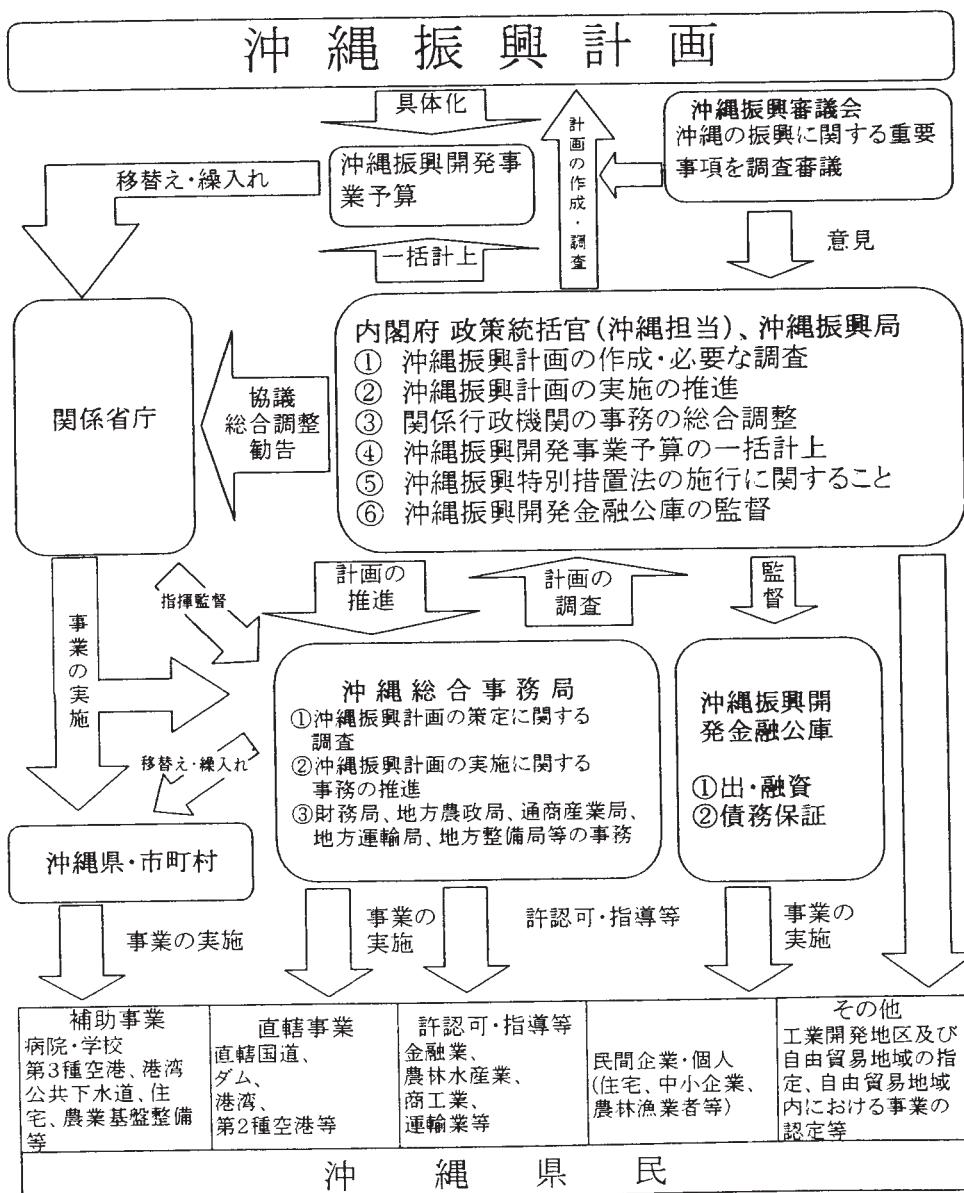
③ 沖縄政策における当公庫の位置付け

ア. 政府の沖縄振興政策の枠組み

沖縄の本土復帰に伴い、本土の諸制度への円滑な移行と経済社会の格差是正を目的とした沖縄の振興開発は、沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)、沖縄開発庁設置法(昭和47年法律第29号)及び沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)のいわゆる「沖縄開発三法」を基に推進されてきました。

具体的な政策体系は、①政府が沖縄振興開発特別措置法に基づき10年毎に沖縄振興開発計画を策定すること、②高率補助等の財政上の特別措置を駆使して集中的な公共投資を行い、社会資本や産業基盤を整備すること、③当公庫が民間投資を金融面から支援すること、により構成されています。これにより、政府の一般会計から公共事業等に投入される振興開発事業費(復帰後平成14年度末までの累計投入額7兆658億円)と、財政投融资制度を背景として民間投資を誘導する当公庫の政策金融(同期間融資累計額4兆6,876億円)が、“車の両輪”として有効に機能し、復帰後の沖縄の産業振興や社会の開発が推進されてきました。

しかし、社会資本整備等の着実な進展にもかかわらず、財政や基地関係収入への依存度が依然として高く、産業の振興による経済的な自立が引き続き重要な課題となっている沖縄の経済社会の特殊事情に鑑み、平成14年度から沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)が新たに施行されました(沖縄振興開発特別措置法は、平成14年3月31日をもって失効)。



イ. 沖縄振興特別措置法について

沖縄振興特別措置法は、沖縄の特殊事情に鑑み、沖縄振興の基本となる沖縄振興計画を策定して、沖縄振興計画に基づく事業の促進等特別の措置を講ずることにより、沖縄の振興を図り、沖縄の民間主導による自立型経済の構築を目指し、豊かな住民生活の実現に寄与することを目的としております。

また、沖縄振興特別措置法に基づいて実行される施策については、沖縄の地理的・自然的特性を考慮し、産業活動及び住民生活の基礎的条件の改善、文化的所産の保存・活用、環境保全、良好な景観形成、豊かな生活環境の創造に努める等の事柄に配慮されることとなっております。

沖縄振興特別措置法の第2章においては、沖縄振興の向かうべき方向と基本施策を明らかにした総合計画「沖縄振興計画」の策定が定められています。また、同法の第3章「産業の振興のための特別措置」では、観光産業、情報通信産業、自由貿易地域及び特別自由貿易地域における事業、農林水産業、電気事業、中小企業等の振興に必要な資金の確保に関する規定がなされています。特に、同章第9節においては、沖縄県内における新事業の創出促進のための出資業務が、当公庫の業務の特例として新たに定められています。

ウ. 新たな沖縄振興計画における当公庫の役割

沖縄振興特別措置法を受けて策定された「沖縄振興計画」(平成14年7月政府決定)においては、観光・リゾート産業や情報関連産業等、地域特性を活かした産業振興の推進等が定められているほか、『民間主導の産業振興を図るため、円滑な資金供給等金融の円滑化を推進する。このため、沖縄振興開発金融公庫においては、沖縄振興特別措置法に基づく地域指定制度等に対応する資金制度を整備し、企業等の積極的な活用を促進する。また、新規産業、新規事業の創出を図るため、民間金融機関等と連携してベンチャー企業等への出資や助言等の支援を充実し、その育成発展を図る。』とされており、各種産業振興に果たす当公庫の具体的な役割が位置付けられています。

(3) 業務内容

① 業務の範囲

当公庫は、公庫法第1条に規定する目的を達成するため、同法第19条及び第21条の規定により、本土における日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫及び社会福祉・医療事業団(社会福祉貸付を除く。)の1銀行4公庫等(以下「本土公庫等」という。)が行っている業務に相当する次の業務を一元的に行っております。

また、当公庫は本土公庫等と同様の融資制度のほか、沖縄振興特別措置法において政府の資金支援を規定している施策に基づく制度及び法律に規定されてはいないが政府や沖縄県の振興・施策、構想等を資金面から支援するための制度(「沖縄公庫独自制度」)を有しており、同制度を活用し、企業への融資を積極的に行っております。

ア. 融資業務

産業開発資金、中小企業等資金(「中小企業資金及び生業資金」)、生活衛生資金、医療資金、農林漁業資金及び住宅資金の貸付け

イ. 社債の取得業務

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金又は沖縄において事業を行う中小企業者の事業の振興に必要な長期資金の調達のために発行される社債の取得

ウ. 債務の保証業務

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金に係る債務の保証

エ. 債権の譲受け業務

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金に係る債権の譲受け

オ. 出資業務

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金の出資

カ. 新事業創出促進出資業務

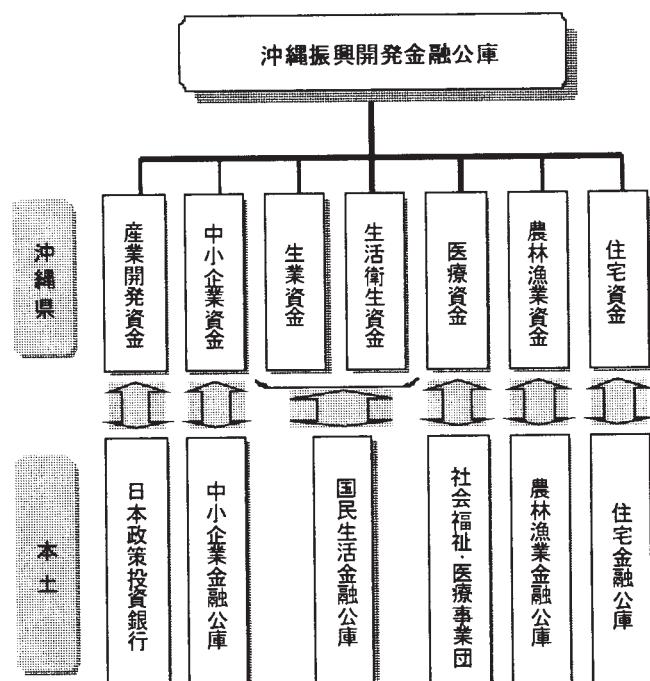
沖縄における新たな事業の創出を促進するものであって、沖縄の産業の振興に寄与する事業に必要な資金の出資(※)

キ. 受託業務

住宅金融公庫の融資保険業務、年金資金運用基金及び雇用・能力開発機構の貸付業務の受

(※) 沖縄振興特別措置法第73条及び第74条において、当公庫の業務の特例として平成14年度から設けられたもので、沖縄において新たに事業を開始しようとする者及び事業を開始した日以後5年を経過していない者、事業の多角化(分社化を含む。)を行う者に対して出資を行うことができます。

当公庫の業務範囲図



② 当公庫が果たす役割

ア. 豊かな沖縄の実現

当公庫は、沖縄県のみを対象地域として、豊かな沖縄の実現のために、本土における政策金融機関の業務を一元的に行う総合的な政策金融機関として、沖縄の経済の振興と社会の開発を金融面から支援しています。

沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間投資の補完・奨励を行っています。また、事業に必要な資金を供給するほか、教育、住宅、医療等あらゆる分野における多様な資金ニーズに応えるとともに、蓄積したノウハウ、金融・経済情報の提供等によるプロジェクト形成支援や創業者の育成・支援に積極的に取り組んでいます。

当公庫では、上記の役割を担うために、具体的に以下の取組みを行っています。

1) 沖縄公庫独自制度と本土公庫等と同様の制度

産業開発資金等の事業性資金及び住宅資金等の各種資金には、当公庫独自の制度と本土公庫等と同様の制度があります。前者は、沖縄の地域的な政策課題に応えるための融資制度であり、当公庫が予算要求し、主務官庁等の指導調整を経て、予算上措置されることになります。後者は、全国ベースの政策金融を沖縄においても実施するための融資制度であり、本土公庫等が予算要求したものが認められれば、ほぼ同様の内容で当公庫にも導入されます。

2) 新規事業支援

起業家精神に富んだ創造的な事業活動を行う中小企業の育成発展は、沖縄経済の自立化を図っていく上で重要な課題となっています。当公庫は、豊富な新規事業支援融資制度や新事業創出促進出資制度を通じて、創造的な中小企業の発展を支援します。

3) セーフティネット機能の発揮

当公庫は、経済・金融情勢等の経営環境の変化により大きな影響を受けた企業等を対象として緊急経営安定対応貸付等を設け、資金繰り緩和による事業経営の安定化を支援してきており、平成14年度の融資実績は114件、85億円余となっています。

また、台風災害、ダイエー関連店舗離職者等の公庫資金返済、民間金融機関の貸し渋り・貸し剥がし、イラク問題等の個別事案に対しても「特別相談窓口」を設置して対応しています。

4) 情報サービス

当公庫では、沖縄の社会開発・産業経済・企業経営などのテーマについて内外の最新情報の収集分析を行い、調査結果を各種レポートの発刊や記者発表等を通して広く一般に提供しています。これらは、県内における行政の施策立案や企業の投資判断に有用な情報として広く活用されています。

また、ホームページでは、「融資制度案内」、「記者発表事項」、「公庫財務情報」等、顧客が必要とする情報が容易に閲覧できるほか、電子メールによる「ご意見コーナー」を設置して、顧客からの問い合わせや意見等が業務に反映できるようにしています。

このほか、平成13年の新本店新築移転を機に、公庫業務に関する案内の充実と顧客サービスの一層の向上を目指して、本店1階エントランスホールに「情報コーナー」を開設しました。

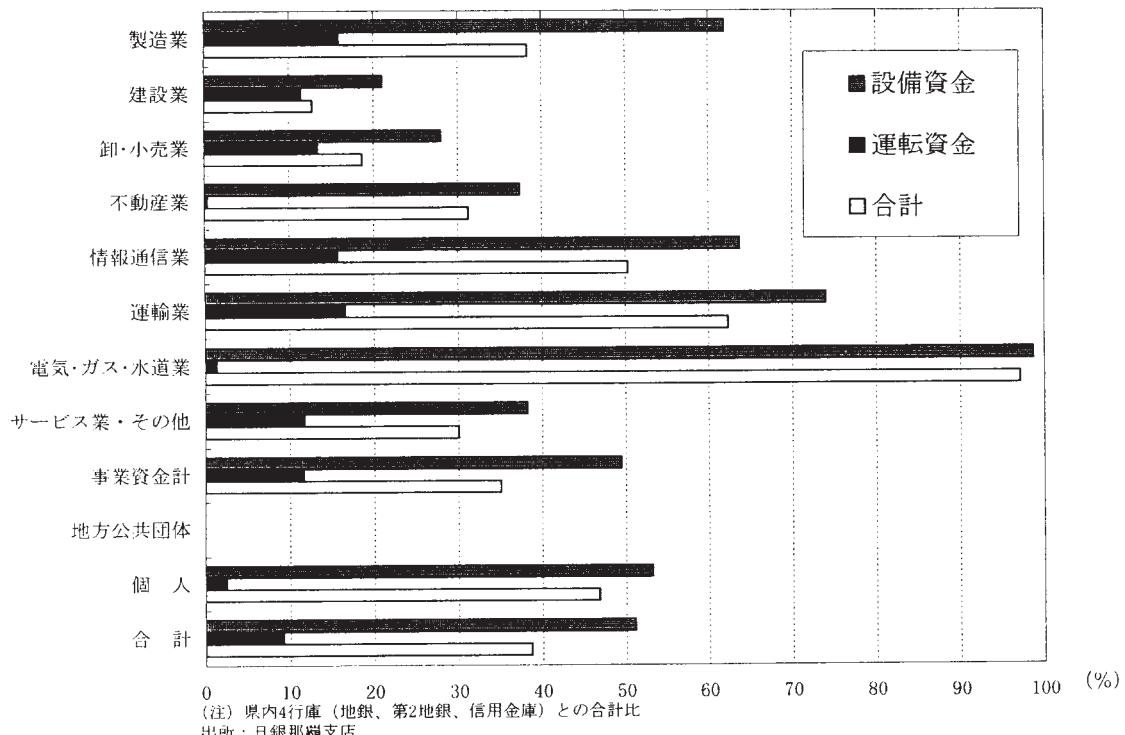
イ. 民間金融の補完

公庫法第1条においては、当公庫が「沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給」する旨定められています。

沖縄県内における当公庫の貸出シェアは、個人向け住宅資金を含む設備資金貸出シェアが総計で51%を占め、事業資金合計も50%を占めています。業種別では、電力、運輸業、情報通信業及び製造業の基礎的産業部門において顕著で、リゾート開発関連のサービス業や近年の都市開発(不動産業、小売業)がそれらに続いています。一方、運転資金シェアは9%弱にとどまっています。(下記のグラフをご参照ください。)

このことは、財政投融資資金を原資として長期・固定・低利の融資を行う当公庫が、政策ニーズが高く投資回収に比較的長期を要する設備資金の融資を重点的に担い、企業の生産活動の枠組みづくりを支援する一方、主に短期性預金を原資とする県内民間金融機関が、貸出期間の短い運転資金の融資により、企業活動に要する経常的資金を主体に供給してきたことを示すもので、資金供給機能の特質に応じた供給分野の棲み分け(民間金融の補完)が進んでいます。

当公庫融資残高の業種・用途別貸出シェア（平成15年3月末現在）



③ 業務の概要(平成15年4月1日現在)

ア. 資金の種類

○ 沖縄における事業経営者向け資金

資金名等	融資対象	資金用途
産業開発資金	産業の振興開発に寄与する事業を行う企業等	設備資金 研究開発資金等
中小企業資金	建設業、製造業、運輸業、卸売業、小売業、飲食店、サービス業等を営む中小企業者	設備資金 運転資金
生業資金	独立して事業を営む小規模事業者	設備資金 運転資金
生活衛生資金	飲食店、喫茶店、食肉販売業、食鳥肉販売業、冰雪販売業、理容業、美容業、旅館業、浴場業、クリーニング業などを営む事業者	設備資金 運転資金
医療資金	病院、診療所、介護老人保健施設、医療従事者養成施設等を開設する個人又は医療法人等	設備資金 運転資金
農林漁業資金	農業(畜産業を含む)、林業及び漁業を営む方 農林畜水産物の加工・流通・販売の事業を営む方	設備資金 運転資金
出資	産業の振興開発に寄与する事業を行う企業等	事業に必要な資金
新事業創出促進出資	沖縄において新たに事業を開始する方等	事業に必要な資金

○ 沖縄における住宅取得者・賃貸事業経営者向け資金

資金名等	融資対象	資金用途
住宅資金	自ら居住するための住宅を必要とする方、住宅の改良を行う方、アパートなどを建設し、賃貸する事業を行う方	住宅の建設等に必要な資金

○ 沖縄における教育資金等が必要な方向けの資金

資金名等	融資対象	資金用途
教育資金	高校、大学等に入学または在学する方、及びその親族等	必要とする小口資金
恩給担保資金	恩給、共済年金等の支給を受けている方	

イ. 基本資金と特定資金

主に事業者に利用されている産業開発資金、中小企業資金及び生業資金は、大きく基本資金と特定資金に区分されています。基本資金は、産業の開発に寄与する事業者や中小企業者等に対して、広く一般的に適用される資金のことです。特定資金は、特定の政策目的に沿って創設されており、対象者や対象設備を絞り込んで、それらの要件に該当するものについて、金利、融資限度額、融資期間等の条件を優遇するものです。

また、すでに政策目的が絞り込まれている生活衛生資金、医療資金、農林漁業資金及び住宅資金には、基本資金ではなく、すべてが特定の対象者や対象設備に対して適用されることになっています。

ウ. 沖縄公庫独自制度

当公庫では、本土公庫等と同様の融資制度の他、沖縄の地域的な政策課題に応えていくため、当公庫独自の融資制度を取り扱っています。

エ. 直接貸付・代理貸付

当公庫では、公庫の本店及び支店で直接融資業務を行うと共に、公庫資金の幅広い利用を図るため、沖縄県内の銀行などを代理店とし、その本店及び支店を通じて融資を行っています。

○ 取扱窓口

取扱店		取 扱 資 金									
		産業開発 資金	中小企業 資金	生業資金	恩給担保 資金	教育資金	生活衛生 資金	医療資金	農林漁業 資金	住宅資金 (個人)	住宅資金 (賃貸住宅)
公 庫 本 店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公 庫 支 店		○	○	○	○	○	○	○	○		
代 理 店	琉 球 銀 行		○	○	○※1	○	○			○	
	沖 縄 銀 行		○	○		○	○			○	
	沖 縄 海 邦 銀 行		○	○	○※2	○	○			○	
	沖 縄 県 労 働 金 庫					○				○	
	沖 縄 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会					○			○	○	
	沖 縄 県 信 用 漁 業 协 同 組 合 連 合 会					○			○	○	
	農 林 中 央 金 庫									○	
	コ ザ 信 用 金 庫		○	○		○	○			○	
	商 工 組 合 中 央 金 庫						○				
	み ず ほ 銀 行		○			○	○			○	

※1 久米島支店のみ

※2 国頭支店のみ

④ 各融資制度及び出資制度の概要(平成15年4月1日現在)

ア. 産業開発資金

産業開発資金は、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金であって、設備の取得、改良、補修又は土地の取得、造成及び研究開発等に必要な資金を対象としています。また、当該資金に係る債務の保証、社債の取得、貸付債券の譲受けも対象としています。

産業開発資金には、設備の新・増設や維持補修に多額の資金を必要とするエネルギー、交通運輸、鉄鋼、石油関連、ホテル等の沖縄の主要産業に対し、その必要とする資金を適切に供給する「産業金融」の役割があります。また、多額の初期投資を必要とし投資回収に長期を要するものの、地域の新たな発展のために重要な市街地再開発、情報・交通基盤整備、流通関連、新規企業誘致等のプロジェクトを調整誘導し、実現させていく「地域開発金融」の役割があります。

各般の沖縄振興策が具体化に向けて動き出す中で、民間や第三セクター事業への融資を通じて、これらのプロジェクトを支援する産業開発資金の役割の発揮が求められています。

イ. 中小企業資金

中小企業資金は、沖縄の中小企業の成長発展と経営基盤の強化を図るために、国の中小企業施策に則り、中小企業の設備取得、改修等に必要な資金や長期運転資金の融資、中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債の取得を対象としています。

沖縄県は中小企業の割合が高く、一般的に不安定な経営を余儀なくされています。中小企業資金は、長期固定の低利資金で中小企業の幅広い資金需要に対応しています。

ウ. 生業・教育・恩給担保資金

生業資金は、中小企業の中でも小規模な事業者(個人、法人は問いません。)が事業に必要とする設備資金及び運転資金を対象としています。一般的に資金の調達がスムーズにいかない小規模事業者に、事業のために必要とする資金を融資することで、小規模事業者の成長・発展を支援しています。

また、高校・大学・専門学校等に入学及び在学するために必要な資金を対象とする教育資金や恩給・扶助料・共済年金等を受給されている方が必要とする資金を対象とする恩給担保資金を取り扱っています。

エ. 生活衛生資金

生活衛生資金は、飲食店、喫茶店、旅館業、理容業、美容業、クリーニング業等の生活衛生関係営業者が、店舗の新築や増改築、改装、設備の取得等に必要とする資金や運転資金を対象としています。

また、生活衛生関係営業の衛生面の向上及び経営の近代化を促進することを目的としており、金利、限度額、融資期間等の条件が優遇されています。

オ. 医療資金

医療資金は、県内の医療施設の充実と医療水準の向上を図るために、病院、診療所、介護老人保健施設、医療従事者養成施設等が必要とする新築資金や増改築資金、医療機器の購入資金及び長期運転資金の融資を行い、沖縄の医療事情の改善に大きな役割を果たしています。

近年、沖縄の医療施設は、患者の療養環境の改善や高度な医療技術の提供など、医療の質を重視する方向に進んでいます。医療資金は、国の施策や沖縄県の施設整備計画を踏まえながら、このような民間医療機関の幅広い資金需要に対応しています。

力. 農林漁業資金

農林漁業資金は、農林水産業の生産基盤の整備と生産力の維持・向上を図るため、農地、漁船、加工処理施設、家畜等の取得をはじめとして、土地改良、造林、漁場の整備、製糖企業等の合併・合理化等の幅広い分野の資金需要に対応しています。

沖縄の農林水産業を取り巻く環境は厳しいものがありますが、農林漁業資金は長期の低利資金で、地域特性を活かした生産性の高い農林水産業の実現を支援します。

沖縄の農林水産業は、サトウキビやパイナップルといった基幹作物の生産を中心に発展してきましたが、近年わが国唯一の亜熱帯性気候という地域特性を活かした農林水産業発展への期待も高まっています。なかでも、本土出荷を目指した野菜や果物、花卉、養殖業等の事業分野には多くの人々が取り組んでいます。

農林水産物の需要確保による農林水産業経営の安定化を図るため、農林漁業資金では、食品加工流通部門に対しても多くの融資メニューで対応しています。食品加工流通部門の経営の安定や食品製造管理の高度化は、農林水産物の需要確保だけではなく、消費者への安全で良質な食品の供給にも役立っています。

キ. 住宅資金

住宅資金は、長期低利の融資を通じて、沖縄における持家取得の促進や居住水準の向上に大きな役割を果たしています。住宅資金には、個人住宅の建設資金、マンションや中古住宅の購入資金、住宅の増改築のための資金、中高層アパートの建設資金等があり、“住まい”に関する幅広い資金需要に対応しています。

長期低利の住宅資金は、沖縄における新設着工住宅(持家)の約6割に利用される(平成10～14年度平均)など、住宅建設に強いインセンティブを有しています。住宅投資は関連する産業の裾野が広く、その波及効果も大きいことから、住宅資金は沖縄の経済全体にも大きく貢献していることになります。

住宅に対するニーズが多様化、高度化する中で、住宅の質の向上を促進するため、当公庫の住宅資金による誘導効果が強く求められるようになり、平成8年度から一定の要件を満たした住宅について、金利面の優遇などが適用されるようになっています。

ク. 出資

当公庫の出資は、沖縄における産業の振興開発を促進する上で特に意義の大きい事業に対して、民間投資を誘導・補完し、当該事業の起業化や事業基盤の安定化を図ることを目的としています。当公庫では、出資機能を活用して「地域産業の振興」、「交通・運輸施設の整備」、「市街地環境の整備」、「情報化の促進」などの地域開発プロジェクトの実現に取り組んできました。

沖縄振興計画のプロジェクトや、国・県の沖縄復興策にかかる諸プロジェクトなどを実現していくうえで、当公庫の出資・融資の役割は大きいものがあります。また、当公庫は地域開発プロジェクトに対する資金面の支援を通じて県経済の新たな発展を目指していきます。

ケ. 新事業創出促進出資

平成14年4月に施行された「沖縄振興特別措置法」は、民間主導の自立型経済の構築に向けた、戦略的な産業振興に主眼を置き、新事業の育成による沖縄の産業振興と雇用創出を重要な政策課題に掲げております。

新事業創出促進出資業務は、同法に基づき、沖縄における新たな事業の創出を促進することを目的に、当公庫業務の特例として設けられたものです。

⑤ 融資業務の状況

ア. 資金別貸付残高及び出資残高の推移

(単位:件、百万円)

	平成10年度末		平成11年度末		平成12年度末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
産業開発資金	380	469,506	396	474,938	388	465,752
中小企業資金	2,374	131,345	2,358	129,913	2,245	125,058
生業資金	17,962	135,672	18,878	142,948	19,350	146,072
教育資金	4,833	3,687	5,219	3,839	5,504	3,972
恩給担保資金	770	1,025	658	838	561	699
生活衛生資金	2,820	17,738	2,930	18,903	2,980	19,601
医療資金	249	34,805	243	33,425	242	29,641
農林漁業資金	4,109	49,915	3,906	46,579	3,737	44,713
米穀資金	15	444	13	341	15	207
住宅資金	82,386	902,105	80,480	913,204	75,096	878,622
財形住宅資金	884	6,274	841	5,914	864	6,434
公庫貸付計	116,782	1,752,516	115,922	1,770,843	110,982	1,720,771
産業開発資金承継	1	62	1	62	1	62
住宅資金承継	10	1,996	7	1,177	5	409
承継貸付計	11	2,057	8	1,238	6	471
貸付合計	116,793	1,754,573	115,930	1,772,081	110,988	1,721,242
出資	16	1,620	17	1,820	18	2,020

	平成13年度末		平成14年度末	
	件数	金額	件数	金額
産業開発資金	385	472,454	380	467,460
中小企業資金	2,196	117,939	2,092	116,071
生業資金	19,316	146,401	18,761	143,304
教育資金	5,597	4,222	5,716	4,386
恩給担保資金	490	612	494	609
生活衛生資金	3,021	20,270	2,995	20,788
医療資金	228	27,566	216	25,362
農林漁業資金	3,434	40,579	3,259	38,618
米穀資金	11	122	14	135
住宅資金	69,351	826,106	64,821	774,027
財形住宅資金	942	7,807	1,073	9,395
公庫貸付計	104,971	1,664,078	99,821	1,600,155
産業開発資金承継	1	62	0	0
住宅資金承継	4	0	4	0
承継貸付計	5	62	4	0
貸付合計	104,976	1,664,140	99,825	1,600,155
企業に対する出資	18	2,170	18	2,170
新事業創出促進出資	—	—	4	90

(注) 1. 承継貸付(産業開発資金承継、住宅資金承継)につきましては、当公庫設立の際に琉球政府から継承したものであり、新規の融資は行っておりません。

2. 新事業創出促進出資は、平成14年度から導入された制度です。

イ. 業種別貸付残高の推移

(単位:百万円、%)

	平成10年度末	平成11年度末	平成12年度末	平成13年度末	平成14年度末
農林水産業	38,868 (2.2)	36,673 (2.1)	35,536 (2.1)	32,614 (2.0)	30,393 (1.9)
鉱業	1,120 (0.1)	878 (0.0)	600 (0.0)	534 (0.0)	569 (0.0)
建設業	49,037 (2.8)	44,884 (2.5)	39,972 (2.3)	35,326 (2.1)	32,764 (2.0)
製造業	76,354 (4.4)	74,173 (4.2)	68,684 (4.0)	63,807 (3.8)	61,030 (3.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	241,810 (13.8)	244,802 (13.8)	247,050 (14.4)	240,468 (14.4)	231,774 (14.5)
情報通信業	19,078 (1.1)	18,454 (1.0)	17,527 (1.0)	18,124 (1.1)	17,977 (1.1)
運輸業	54,999 (3.1)	56,958 (3.2)	52,700 (3.1)	62,265 (3.7)	62,091 (3.9)
卸売・小売業	90,563 (5.2)	90,855 (5.1)	85,909 (5.0)	83,632 (5.0)	84,891 (5.3)
金融・保険業	102 (0.0)	117 (0.0)	134 (0.0)	129 (0.0)	111 (0.0)
不動産業	137,696 (7.8)	142,448 (8.0)	147,337 (8.6)	146,857 (8.8)	157,845 (9.9)
飲食店・宿泊業	55,234 (3.1)	57,405 (3.2)	61,331 (3.6)	71,240 (4.3)	75,990 (4.7)
サービス業	65,828 (3.8)	66,448 (3.7)	63,976 (3.7)	63,504 (3.8)	57,058 (3.6)
その他の	923,884 (52.7)	937,986 (52.9)	900,486 (52.3)	845,640 (50.8)	787,662 (49.2)
合計	1,754,573 (100.0)	1,772,081 (100.0)	1,721,242 (100.0)	1,664,140 (100.0)	1,600,155 (100.0)

(注) 1. 「その他」は、個人住宅資金、教育資金、恩給担保資金等にかかるものです。

2. () 内は構成比です。

ウ. 用途別貸付残高の推移

(単位:百万円、%)

	平成10年度末	平成11年度末	平成12年度末	平成13年度末	平成14年度末
設備資金	1,619,492 (92.4)	1,643,969 (92.8)	1,603,548 (93.2)	1,548,218 (93.0)	1,488,154 (93.0)
運転資金	133,023 (7.6)	126,874 (7.2)	117,223 (6.8)	115,860 (7.0)	112,001 (7.0)
合計	1,752,516 (100.0)	1,770,843 (100.0)	1,720,771 (100.0)	1,664,078 (100.0)	1,600,155 (100.0)

(注) 1. 承継貸付の残高は含みません。

2. () 内は構成比です。

エ. 担保別年間貸付額の推移

データ取得上の制約から、各年度における貸付状況を示しています。

(単位:百万円、%)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
不動産	69,017 (44.5)	63,388 (53.6)	50,970 (51.2)	48,830 (45.1)	51,198 (52.1)
工場抵当	5,593 (3.6)	1,882 (1.6)	214 (0.2)	127 (0.1)	1,303 (1.3)
財団抵当	11,462 (7.4)	2,020 (1.7)	5,583 (5.6)	9,321 (8.6)	13,465 (13.7)
信用保証口	9,895 (6.4)	4,146 (3.5)	765 (0.8)	634 (0.6)	461 (0.5)
その他	40,599 (26.2)	31,631 (26.7)	28,550 (28.7)	30,073 (27.8)	19,919 (20.3)
担保貸付計	136,566 (88.1)	103,098 (87.1)	86,081 (86.5)	88,985 (82.1)	86,346 (87.8)
無担保	11,114 (7.2)	8,794 (7.4)	7,367 (7.4)	14,207 (13.1)	7,541 (7.7)
無担保無保証	7,291 (4.7)	6,468 (5.5)	6,051 (6.1)	5,175 (4.8)	4,459 (4.5)
無担保貸付計	18,405 (11.9)	15,262 (12.9)	13,418 (13.5)	19,382 (17.9)	11,999 (12.2)
合計	154,971 (100.0)	118,360 (100.0)	99,500 (100.0)	108,366 (100.0)	98,345 (100.0)

(注) 1. 各値は貸付契約ベースです。また、教育資金、恩給担保資金、住宅資金及び財形住宅資金は含みません。

2. ()内は構成比です。

⑥ 業務委託の方法

当公庫は、沖縄振興開発金融公庫法施行規則(昭和47年総理府令・大蔵省令第1号)第1条に規定する金融機関(以下「委託金融機関」又は「代理店」という。)に対し、当公庫の貸付けに関する申込みの受理及び審査、資金の貸付け、貸付金債権の管理回収、その他の貸付け及び回収に関する業務を委託することができます。

平成14年度末で業務を委託している資金及び委託金融機関は次表のとおりで、資金毎の保証責任割合は次のとおりとなっています。

- 産業開発資金 80%(ただし、当公庫と協議のうえ、100%に変更することができる。)
- 中小企業資金 80%
- 生業資金 50%
- 教育資金 20%
- 恩給担保資金 保証責任はありません。
- 生活衛生資金 80%
- 農林漁業資金 20%(経営体育強化資金の一部、自作農維持資金の一部及び農業経営維持安定資金を除く。)
- 住宅資金 保証責任はありません。

平成14年度末の当公庫の総融資残高に占める代理店扱いの割合は、件数で70.7%(70,549件)、金額で48.5%(7,760億円)となっています。

また、当公庫は、公庫法第20条及び同法施行令第5条の規定等に基づき、①総務省又は年金資金運用基金

に対し、教育資金貸付けの業務のうち郵貯貸付け及び年金教育貸付けにかかる申込みの受理及び貸付金の交付にかかる業務を、②沖縄県に対し、住宅資金貸付けにかかる申込みの受理及び工事審査業務並びに農林漁業資金貸付けにかかる調査業務を、③建築基準法第77条の21第1項で規定する指定確認検査機関及び住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項で規定する指定住宅性能評価機関に対し、住宅資金貸付けにかかる工事審査業務をそれぞれ委託することができます。

委託先	取扱店舗数	委託資金種類別											備考	
		公庫貸付						承継貸付						
		産業開発資金	中小企業資金	生業資金	教育資金	恩給担保資金	生活衛生資金	農林漁業資金	住宅資金	開金承継	産發特会	農林特会	住宅特会	
株 琉球銀行	54	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	1. 中小企業資金 (1億2,000万円以内)
株 沖縄銀行	62	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	2. 生業資金 (2,400万円以内)
株沖縄海邦銀行	52	○	○	○	○	○	○		○				○	3. 住宅資金は個人、分譲、改良、災害復興住宅等資金及び財形住宅資金 (株みずほ銀行は、住まいひろがり特別融資(親族居住型)のみ)
沖縄県労働金庫	12				○				○					4. 農林漁業資金は、沖縄農林漁業経営改善資金等計13資金
沖縄県信用農業協同組合連合会	1				○				○					5. 生活衛生資金は設備資金等について7,200万円以内及び営業振興運転資金について5,700万円以内。
沖縄県信用漁業協同組合連合会	1				○				○					
農林中央金庫	1								○					
コザ信用金庫	21	○	○	○		○			○					
商工組合中央金庫	1								○					
株みずほ銀行	1	○	○	○		○			○					
株整理回収機構	1	○	○	○		○			○					
取扱店舗数	207	1	191	190	205	2	204	4	192	116	116	2	168	

(注) 1. 産業開発資金については、回収業務の委託です。

2. 承継貸付については、回収業務の委託です。

3. 委託金融機関以外への業務の委託状況は、次のとおりです。

- (1) 総務省及び年金資金運用基金:教育資金貸付けの業務のうち郵貯貸付け及び年金教育貸付けにかかる申込みの受理及び貸付金の交付業務
- (2) 沖縄県:住宅資金貸付けにかかる申込みの受理及び工事審査業務
- (3) 沖縄県:農林漁業資金貸付けにかかる調査業務
- (4) 沖縄建築確認検査センター(株)及び(財)沖縄県建設技術センター:住宅資金貸付けにかかる工事審査業務